

# インフルエンザ

## ワクチン接種が11月から始まります

新型インフルエンザと、毎年流行する季節性インフルエンザのワクチンは、これまで別々に接種していましたが、今年度のワクチンは新型と季節性を合わせており、どちらにも有効なワクチンになっています。接種を希望される方は、県内医療機関へ事前に予約をしてから接種を受けてください。

対象者	接種回数	自己負担額（※3）
13歳未満の方	2回	医療機関により異なります。（※2）
13歳～65歳未満の方	1回（※1）	1,000円
①65歳以上の方 ②60～64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方（身体障害者手帳1級相当の方）		

（※1）13歳以上の方でも医師の判断で2回接種となる場合があります。  
 （※2）65歳未満の方の自己負担額の目安（上限）  
 1回目 3,600円 2回目 2,550円  
 （医療機関が異なれば3,600円）  
 （※3）接種費用が免除される方もいます。詳しくは下記をご覧ください。

【町内の実施医療機関】  
 高橋 医院 ☎74-0214  
 大田口 医院 ☎73-0333  
 大杉中央病院 ☎72-1003  
 ※電話予約のうえ、健康保険証を持参してください。



# インフルエンザワクチン 接種費用の免除について

大豊町では、町が接種費用を助成することにより、次の方が「接種費用免除対象者」となります。

接種費用免除対象者（全額免除）

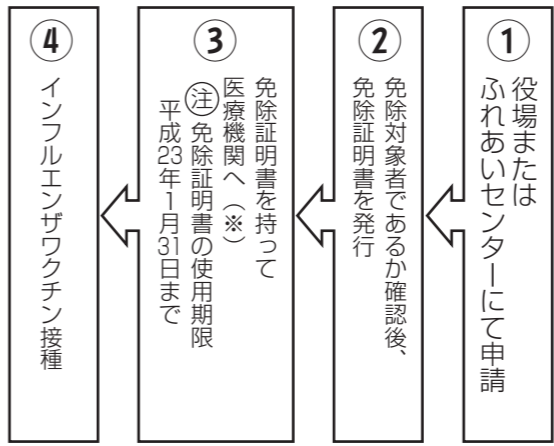
▽生活保護世帯

▽町民税非課税世帯

▽1歳～中学3年生に相当する年齢までの方

免除対象者でワクチン接種を希望する方は、役場または総合ふれあいセンターにて申請をしてから医療機関で接種を受けてください（申請には印鑑が必要です）。

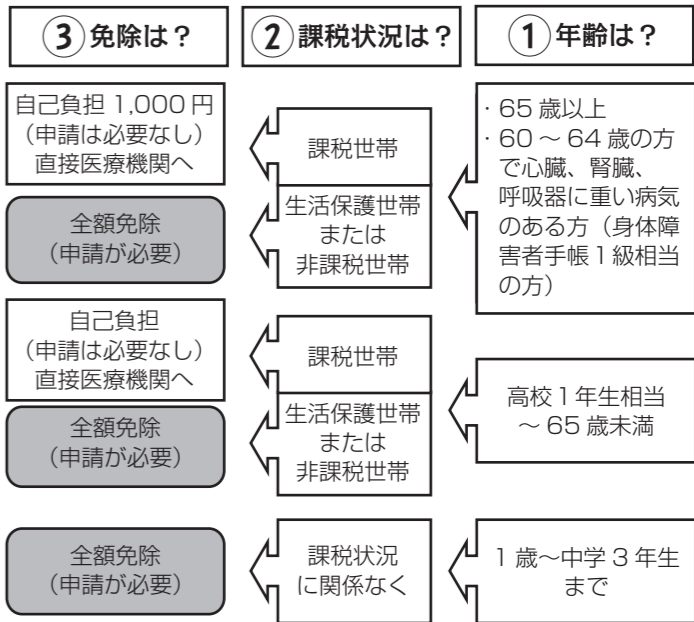
【申請等の流れ】



（※）1歳～中学生に相当する年齢までの方で、課税世帯の方の免除証明書は町内医療機関のみ使用可能です。町外で接種される場合は、一度支払いをしていただき、その後、役場またはふれあいセンターにて払い戻しの申請が必要です。

受付時間
役場 月曜～金曜 8:30～17:15
総合ふれあいセンター 火曜日を除く 曜日 8:30～21:00

◆免除対象者になるかチェックしてみましょう！



## 日本脳炎（2期）予防接種が受けられます

日本脳炎について9歳～13歳未満のお子さんへの接種が可能になりました。また、日本脳炎2期の接種再開に伴い、1期の接種を見合わせていた方の接種も特別措置として始まりました。

【対象】9歳～13歳未満の方

※日本脳炎1期（3回）の接種が完了されていないおさんは、9歳～13歳の間に1期の不足分を接種できます。

※7歳6か月～9歳未満で1期の接種が完了していないおさんは、2期の対象年齢に達するまで、公費負担での接種はできません。

問い合わせ先…住民課健康づくり班

# ヘルスメイトのおしゃべりコーナー



- ◆ホイル焼きは色々な食材を包み焼きにする簡単な調理法ですが、具やソースを変えることで豪華にもなり、また今回紹介するように低カロリーにもなる便利な献立です。
- ◆さわらは「鯖」と書き、これから春先までが旬でおいしい時期になります。具は生しいたげやマイタケなど旬の物を色々使ってみてください。

## ◎さわらのホイル焼き

材料（約2人分） 作り方

さわら	2切れ
薄口しょう油	小さじ1・1/3
みりん	小さじ1・1/3
しめじ	30g
ブロッコリー	30g
レモン	10g
アルミホイル	適宜
サラダ油	少々

- ①さわらは1切れを2つに切り、薄口しょう油、みりんをかけておく。
- ②しめじ、ブロッコリーは小房に分ける。
- ③20cm角くらいのアルミホイルを1人1枚用意し、真ん中にサラダ油を薄くぬる。  
①と②をのせてきっちり包みオーブントースターやグリルで7～8分（200℃程度）焼く。
- ④器に③を盛り、レモンや柚子を添える。

1人分の栄養量	
エネルギー	144kcal、脂質 7.0g、たんぱく質 15.5g
鉄	0.8mg、カルシウム 16mg、塩分 0.7g

問い合わせ先…大豊町食生活改善推進協議会（住民課健康づくり班）

# 高知県暴力団排除条例が制定されました

- ◆県は、公共工事などの県のすべての事務・事業から暴力団を排除するなど、率先して暴力団の排除のための措置を行います！
- ◆青少年の健全な育成を図るため、学校などの施設から200メートルの区域内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます！

## 罰則の対象となります

- ◆事業者は、暴力団の威力を利用する目的や活動に協力する目的などで、暴力団員等に金品を渡すことが禁止されます！

## 勧告・公表の対象となります

- ◆不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引をすることが禁止されます！

## 勧告・公表の対象となります

- ◆祭礼や花火大会などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員等であることを知って、露店を出店させることが禁止されます！

## 勧告・公表の対象となります

条例の施行日  
平成23年4月1日

詳しくは、県警ホームページまたは県警察本部組織犯罪対策課 暴排第2係まで ☎088-826-0110



暴力団の追放は県民の願い！

平成22年度に6歳、13歳、18歳になる方は、麻しん風しんの予防接種を受けましょう